

報告第 26 号

損害賠償請求事件の専決処分に係る報告について

損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び紫波町長専決条例（昭和 46 年紫波町条例第 19 号）第 2 条第 2 号の規定に基づき専決処分したから、同法第 180 条第 2 項の規定により、報告する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

紫波町長 鎌 田 千 市

1 事故名

学校施設に起因する物損事故

2 事故発生年月日

令和8年6月19日 午前8時

3 事故発生場所

紫波町日詰字朝日田228番地1 紫波町立日詰小学校

4 和解及び損害賠償の相手方

住 所 岩手県紫波郡紫波町日詰字石田116番地5

氏 名 川 村 一 輝

5 損害賠償の原因

上記の日時及び場所において、熊の出没に伴う緊急対応として保護者による送迎を依頼していたところ、送迎のため来校した相手方の車両が校庭入口の側溝蓋に接触し、車両下部を損傷したものの。

6 和解の内容

損害賠償の額は、7に定めるとおりとし、当事者は共に将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

7 損害賠償の額

14,300円

8 専決処分をした年月日

令和8年7月30日